

各種手当等の認定申請を

★すでに受給されているかたは、再申請の必要はありません。
★新規に申請されるかたは、申請に必要なものを事前に各問い合せ先へ確認してください。

障害関係手当（平成20年10月現在） 申請・問い合せ 保健福祉部障害支援課（いきいきプラザ1階）

手当の種類	手 当 額	所得制限	対 象 者	対象とならないかた
特別障害者手当	月額 26,440円	有	20歳以上かつ下表の所得制限限度額未満で、身体障害者手帳及び愛の手帳の1級（度）程度の障害が重複しているかた、又はこれらと同等の疾病、精神障害のかた	①施設入所者 ②病院・診療所に3か月以上入院しているかた
障害児福祉手当	月額 14,380円	有	20歳未満かつ下表の所得制限限度額未満で、おおむね身体障害者手帳及び愛の手帳の1級（度）程度のかた、又はこれらと同等の疾病、精神障害の児童	①施設入所者 ②障害を支給事由とする年金を受給している児童
心身障害者福祉手当	月額 15,500円	有	20歳以上かつ下表の所得制限限度額以下で、次のいずれかに該当するかた ①身体障害者手帳1～2級 ②愛の手帳1～3度 ③脳性麻痺、進行性筋萎縮症のかた（程度不問）	①施設入所者 ②65歳以降に新規に申請するかた
重度心身障害者手当	月額 60,000円	有	下表の所得制限限度額以下で、次のいずれかに該当するかた ①重度の肢体不自由者（児）で、両上肢及び両下肢の機能が失われ座っていることが困難な程度以上のかた ②重度の知的障害と重度の身体障害が重複しているかた ③重度の知的障害と著しい精神症状が重複しているかた	①施設入所者 ②病院・診療所に3か月以上入院しているかた ③65歳以降に新規に申請するかた
障害者手当	月額 7,000円	有	下表の所得制限限度額に該当し、かつ次のいずれかに該当するかた ①身体障害者手帳1～4級 ②愛の手帳1～4度	①施設入所者 ②心身障害者福祉手当受給者 ③児童育成手当（障害手当）受給者 ④65歳以降に新規に申請するかた
障害者自動車ガソリン費等補助	ガソリン費補助 1リットルにつき55円 （月50リットルまで）	有	下表の所得制限限度額以下で、次のいずれかに該当するかた ①身体障害者手帳1～3級（歩行困難な障害） ②愛の手帳1～3度	①施設入所者 ②車が障害者本人又は同居の家族以外の名義であるもの（家族が市内別居の場合に特例あり）
	ガソリン費補助 1リットルにつき55円 （月80リットルまで）	有	下表の所得制限限度額以下で、本人運転及び身体障害者手帳1～2級（歩行困難な障害）のかた	③営業車 ④タクシー料金補助受給者
	タクシー料金補助 上限 3,000円/月	有	下表の所得制限限度額に該当し、かつ次のいずれかに該当するかた ①身体障害者手帳1～3級（歩行困難な障害） ②愛の手帳1～3度	①施設入所者 ②ガソリン費補助受給者
難病患者福祉手当	月額 5,000円	有	下表の所得制限限度額に該当し、かつ右下表の対象疾病にかかっているかたで、東京都難病医療費等助成制度の医療券の交付を受けているかた	①施設入所者 ②心身障害者福祉手当受給者 ③障害者手当受給者 ④児童育成手当（障害手当）受給者
被爆者見舞金	年額 5,000円	無	被爆者健康手帳をお持ちのかた（所得制限はありません）	

※ガソリン費及びタクシー料金ともに使用しなかった月は支給しません。また、1か月の使用量が上限額までいかない場合は、実用量で計算して支給額を決めます。
※タクシー料金補助の配偶者又は扶養義務者の所得制限限度額は、同一世帯に障害者（身体障害者手帳1～3級の歩行困難なかた又は愛の手帳1～3度のかた）が2名以上いる場合、ガソリン費補助の所得制限限度額と同額になります。（下表の所得制限限度額参照）

交通関係割引 申請・問い合せ 保健福祉部障害支援課

身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちのかたは、交通関係の割引を受けることができますが、下記の割引を受けるには障害支援課への申請が必要です。

交通機関	割引率	対 象	備 考
都営交通	本人100% 介護人50%	①手帳所持者 ②介護者（手帳が第1種の場合のみ）	・シルバーパスをお持ちのかたは対象になりません。
民営バス	50%	①手帳所持者 ②介護者（手帳が第1種の場合のみ）	・障害者本人は、手帳の提示により割引が受けられます。介護人と一緒に乗車する場合は、介護人用の割引証が必要です。障害支援課へ申請をしてください。
有料道路	50%	①身体障害者手帳所持者本人が運転 ②第1種身体障害者手帳・1～2度の愛の手帳所持者が介護人運転の車で移動	・自家用車が対象です。 ・介護人とは、恒常的に障害者を介護するかたを指します。 ※ETCを利用する場合も割引の対象になります。

難病患者福祉手当

対 象 疾 病 名
ベーチェット病、多発性硬化症、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、スモン、再生不良性貧血、サルコイドーシス、筋萎縮性側索硬化症、強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎、特発性血小板減少性紫斑病、結節性動脈周囲炎、潰瘍性大腸炎、高安病（大動脈炎候群）、ヒュルガー病、天疱瘡、脊髄小脳変性症、クローン病、劇症肝炎、悪性関節リウマチ、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病）、アミロイドーシス（原発性アミロイド症）、後縦帯骨化症、ハンチントン病、モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）、ウェグナー肉芽腫症、特発性拡張型心筋症、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）、膿疱性乾癬、広範脊柱管狭窄症、原発性胆汁性肝硬変、重症急性膵炎、特発性大腿骨頭壊死症、混合性結合組織病、原発性免疫不全症候群、特発性間質性肺炎、網膜色素変性症、プリオン病、原発性肺高血圧症、神経線維腫症、急性硬化性全脳炎、バッド・キアリ症候群、特発性慢性肺血栓性肺（肺高血圧型）、ライソゾーム病（ファブリー病含む）、副腎白質ジストロフィー、進行性筋ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、ウィルソン病、悪性高血圧、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、骨髄線維症、ネフローゼ症候群、母斑症、シェーグレン症候群、多発性嚢胞腎、特発性門脈圧亢進症、原発性硬化性胆管炎、肝内結石症、ミオトニー症候群、特発性好酸球増多症候群、アレルギー性肉芽腫性血管炎、強直性脊椎炎、びまん性汎細気管支炎、ミトコンドリア脳筋症、遺伝性（本態性）ニューロパチー、特発性肥大型心筋症（拡張相）、遺伝性QT延長症候群、先天性ミオパチー、成人スティール病、網膜脈絡膜萎縮症、自己免疫性肝炎、脊髄空洞症、人工透析を必要とする腎不全、先天性血液凝固因子欠乏症等

ひとり親家庭のかた 申請・問い合せ 保健福祉部子育て推進課（いきいきプラザ1階）

補助・助成の種類	補助額	対 象 者	対象とならないかた
補助 母子家庭 家賃補助	月額 5,000円	①市内の民間アパート、借家等に居住し、かつ市内に住民登録のあるかた ②20歳未満の児童を扶養している母子家庭のかた ③前年の所得が下表の所得制限限度額の児童扶養手当「一部支給」欄の額未満のかた	①生活保護受給者 ②公営住宅及び社宅居住者 ③契約名義が本人以外
助成 ひとり親家庭等 医療費助成	全額助成（非課税世帯） 一部助成（所得基準額未満） 保険診療の自己負担の2/3	①市内に住民登録のあるかた ②18歳に達した日の属する年度末以前（障害を有する場合は20歳未満）の児童を養育する母子・父子家庭等 ③各種健康保険に加入しているかた 助成の範囲 病院等で診療を受けたときに支払うべき自己負担分（食事療養費標準負担額等の保険のきかないものは除く）	①生活保護受給者 ②他の法令により助成を受けることができるかた ③児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）などに入所しているかた

児童関係手当等（平成20年10月現在） 申請・問い合せ 保健福祉部子育て推進課

手当の種類	手 当 額	対 象 者	
児童手当	3歳未満 一律 月額 10,000円 3歳以上 第1子分 月額 5,000円 第2子分 月額 5,000円 第3子以降分 月額 10,000円	下表の所得制限限度額未満で、小学校修了前の児童を養育しているかた ※サラリーマン（国民年金加入者・年金未加入者以外）のかたは、所得制限限度額表の「特例給付」欄を参照してください。	
児童育成手当	育成手当 月額 13,500円	下表の所得制限限度額未満で、次のいずれかの状態にある18歳に達した日の属する年度末以前の児童を扶養している父・母又は養育者 ①離婚 ②父又は母が死亡 ③父又は母が1年以上児童を遺棄 ④父又は母が1年以上法令で拘禁 ⑤未婚 ⑥父又は母の生死が不明 ⑦父又は母が政令で定める程度の障害を有する ⑧その他	
	障害手当 月額 15,500円	20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかの状態にある児童を扶養している父・母又は養育者 ①愛の手帳1～3度程度 ②身体障害者手帳1～2級程度 ③脳性麻痺又は進行性筋萎縮症と診断された児童	
児童扶養手当	全部支給 月額 41,720円 一部支給 月額 41,710円～9,850円 ※2人目は5,000円、3人目以降は1人につき3,000円を加算	下表の所得制限限度額未満で、次のいずれかに該当する18歳に達した日の属する年度末以前の児童を扶養している母又は養育者 ①離婚 ②父が死亡 ③父が1年以上児童を遺棄 ④父が1年以上法令で拘禁 ⑤未婚 ⑥父の生死が不明 ⑦父が政令で定める程度の障害を有する ⑧その他	
特別児童扶養手当	特児等級1級 月額 50,750円 特児等級2級 月額 33,800円	下表の所得制限限度額未満で、次のいずれかの障害程度の20歳未満の児童を扶養している父・母又は養育者 ①特児等級1級＝身体障害者手帳1級、2級（上肢の一部を除く）、3級（下肢の一部のみ）、愛の手帳1～2度程度 ②特児等級2級＝身体障害者手帳3級（下肢の一部を除く）、4級（下肢の一部のみ）、愛の手帳3度程度 ③上記と同程度の疾病もしくは身体又は精神の障害のあるかた	
助成の種類	助 成 額	対 象 者	
乳幼児医療費助成	全額助成（保険診療の自己負担分） ※食事療養費標準負担額を除く	次の要件を満たす学齢前の乳幼児 ①市内在住のかた ②各種健康保険に加入しているかた ③保護者の所得が下表の児童手当の所得制限限度額未満のかた（4歳未満の乳幼児については所得制限はありません）	①生活保護受給者 ②里親に委託されているかた ③児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）などに入所しているかた
義務教育就学児医療費助成	保険診療の自己負担の1/3 ※食事療養費標準負担額を除く	次の要件を満たす小・中学生の児童 ①市内在住のかた ②各種健康保険に加入しているかた ③保護者の所得が下表の児童手当の所得制限限度額未満のかた	

所得制限限度額 問い合せ 保健福祉部障害支援課（障害者（児）関係の手当）、保健福祉部子育て推進課（児童手当、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当）

手当の種類	特別障害者手当、障害児福祉手当		重度心身障害者手当注	障害者手当、障害者自動車ガソリン費等補助、難病患者福祉手当注		児童手当		児童育成手当（育成・障害手当）		児童扶養手当		特別児童扶養手当			
	心身障害者福祉手当注			障害者本人	配偶者、扶養義務者	特別給付	保護者	保護者	保護者	保護者	全部支給	一部支給	保護者	配偶者扶養義務者	
税法上の扶養親族数	0人	360万4千円	628万7千円	360万4千円	市民税非課税	ガソリン費補助	保護者	保護者	保護者	保護者	保護者	保護者	保護者	保護者	
	1人	398万4千円	653万6千円	398万4千円			360万4千円	460万円	532万円	360万4千円	19万円	192万円	236万円	459万6千円	628万7千円
	2人	436万4千円	674万9千円	436万4千円			398万4千円	498万円	570万円	398万4千円	57万円	230万円	274万円	497万6千円	653万6千円
	1人増すごとに加算	38万円	21万3千円	38万円			436万4千円	536万円	608万円	436万4千円	95万円	268万円	312万円	535万6千円	674万9千円
										38万円			21万3千円		

※児童手当、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当は、平成19年分の給与所得控除後の額から8万円を控除した額が対象となります。（医療費等控除については、子育て推進課にお問い合わせください）
※「注」のある手当は基準額以下が対象となり、その他の手当は基準額未満が対象となります。